

東京都認証保育所事業実施要綱

平成13年5月7日 12福子推第1157号
14福子推第345号 平成14年11月14日 一部改正
15福子推第1031号 平成16年1月30日 一部改正
16福保子支第756号 平成17年2月25日 一部改正
17福保子支第803号 平成17年10月28日 一部改正
18福保子支第1239号 平成19年2月28日 一部改正
21福保子保第53号 平成21年4月30日 一部改正
21福保子保第954号 平成21年10月20日 一部改正
21福保子保第1909号 平成22年4月30日 一部改正
22福保子保第2360号 平成23年3月30日 一部改正
23福保子保第716号 平成23年7月22日 一部改正
23福保子保第2326号 平成24年4月26日 一部改正
24福保子保第1853号 平成25年1月23日 一部改正
26福保子保第3329号 平成27年4月1日 一部改正
27福保子保第3096号 平成28年3月24日 一部改正
28福保子保第975号 平成28年7月13日 一部改正
30福保子保第417号 平成30年5月31日 一部改正
31福保子保第3051号 令和元年8月27日 一部改正
31福保子保第6401号 令和2年4月1日 一部改正
2福保子保第5955号 令和3年4月1日 一部改正
3福保子保第5638号 令和4年4月1日 一部改正
4福保子保第3620号 令和5年3月3日 一部改正
4福保子保第5162号 令和5年4月1日 一部改正
5福祉子保第1763号 令和5年12月6日 一部改正

1 目的

この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が認証する保育所の基準を定めるとともに、東京都と特別区及び都内市町村（以下「区市町村」という。）が連携して、認証を受けた保育所におけるサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

2 用語の意義

この要綱における用語の意義は次に定めるところによる。

(1) 認証保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）で定める要件を満たし、かつ、この要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設をいう。

(2) 常勤職員

次のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働

契約を結んでいる者を含む。)。

- イ 勤務時間が当該認証保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に継続して勤務していること。
- ウ 社会保険の被保険者であること。ただし、当該認証保育所が、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所以外の施設であって、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得ることができず、厚生労働大臣の認可を受けることができない場合は、社会保険の被保険者であることを要しない。

(3) 定員

設置時に知事が認証した入所定員及び変更時に事前に届け出た入所定員をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「認定こども園条例」という。）第3条第3号の規定により認定を受けた認証保育所をいう。

(5) 年齢

入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

(6) 保育士

児童福祉法第18条の18による登録を受けている者をいう。

3 事業内容

認証保育所にはA型とB型の二つの類型を設け、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 認証保育所A型

ア 設置主体

民間事業者等

イ 補助対象児童

区市町村が必要と認める（ア）または（イ）に定める時間の利用が必要な0歳から小学校就学前までの都内在住の児童とする（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）。

（ア）保育標準時間

月120時間以上

（イ）保育短時間

月48時間から64時間までの範囲内で区市町村が定める時間以上

ウ 定員

（ア）定員の原則

a 20人から120人までとすること。

b 3歳未満児の定員を総定員の半数以上設定すること。

c 0歳児の定員を設定すること（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）。

d 定員設定に当たっては、地域の保育需要を踏まえ当該区市町村と十分協議すること。

（イ）定員の弾力的運用

（ア）に基づき設定する定員の範囲内で保育することを原則とするが、本要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育を行うことができる。ただし、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除し

たものをいう。) が 120 パーセント以上の場合は、実態に合うように定員の見直しを行うこととする。

エ 開所時間

開所時間は 13 時間以上とする。

オ 契約

利用者と事業者との間で直接契約を行う。

なお、契約の内容は、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることがないものであること。

カ 運営委員会の設置

設置者は、利用者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置すること。

運営委員会には、社会福祉事業について知識経験を有する者、当該認証保育所の保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）及び認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

(2) 認証保育所 B型

ア 設置主体

民間事業者等

イ 補助対象児童

区市町村が必要と認める 0 歳から 2 歳までの都内在住の児童とする（3 歳以上児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、区市町村が必要と認める都内在住の 3 歳以上児（小学校就学前児童に限る。）を含む。）。

ウ 定員

(ア) 定員の原則

a 6 人から 29 人までとすること。

b 0 歳児の定員を設定すること（ただし、1 歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0 歳児の定員を設定しないことができる。）。

(イ) 定員の弾力化

認証保育所 A型に準じる。

エ 開所時間

開所時間は 13 時間以上とする。

オ 契約

利用者と事業者との間で直接契約を行う。

なお、契約の内容は、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることがないものであること。

カ 設置者は、利用者からの意見を聴取する場を設けること。

4 保育料

保育料は設置者が自由に設定できることとする。ただし、3 (1) イ及び(2) イに規定する補助対象児童にあっては、月 220 時間以下の利用をした場合の月額は、3 歳未満児の場合 80,000 円（区市町村が認める場合は 104,000 円）、3 歳以上児の場合 77,000 円（区市町村が認める場合は 101,000 円）を超えない料金設定とすること（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）。

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費（12 分の 1 の額）及びこれらに係る消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する 2 食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないもの

とする。

5 設置者の要件

- (1) 認証保育所を経営するために必要な、別に定める経済的基盤があること。
- (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 財務内容が適正であること。
- (5) 認証保育所を新たに設置する場合は、別に定める欠格事由に該当しないこと。

6 建物、設備の基準

認証保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）その他関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を必ず実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

区分	要件	
	認証保育所A型	認証保育所B型
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上	0歳児及び1歳児一人当たり2.5平方メートル（内法面積）以上
保育室又は遊戯室	2歳以上児一人当たり1.98平方メートル（内法面積）以上	
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可	
屋外遊戯場	2歳以上児一人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないよう、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。	
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児20人につき1以上であること。	

(2) 基準面積の弾力的運用

(1) のとおり、類型に応じた各区分の基準面積等を有することを原則とするが、認証保育所A型において、定員の弾力的運用を行う場合であって、別に定める要件を満たす場合には、年度

の途中に限り、3(1)ウ(イ)の規定にかかわらず、「乳児室又はほふく室」の区分で定める基準面積によらずに保育を行うことができる。

(3) 用具等

保育室又は遊戲室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

(5) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(6) 保育室等を2階に設ける場合は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合は次に掲げる要件にそれぞれ該当するものであること。

なお、保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて、設置する階のうち最も高い階の基準が適用されること。

ア 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、か

	つ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- エ 認証保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と認証保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 認証保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳児若しくは幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳児若しくは幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 認証保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(7) その他

- (6) アからクまでの要件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日付雇児発第0905第5号) 第2の基準を満たしていること。
- (8) 認証保育所を設置する場合にあっては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存建物を改修し、200平方メートル以下の認証保育所を設ける場合にあっては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。
- (9) 設置者は、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」(別紙1)に基づき実施した測定結果及び対策状況を知事に提出し、安全性が確認された後に開設すること。
- (10) 認証保育所を設置する場合は次に掲げる要件のいずれかに該当することとし、イに該当するものにあっては、当該事実を客観的に証明できる書類を提出すること。
- ア 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物
- イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物
- (11) 認証保育所の設置場所を定めるに当たっては、あらかじめ、管轄消防署に安全な避難方法等について相談・指導を受けること。

7 職員

職員の配置基準等は、次のとおりとする。

(1) 保育従事職員配置基準

- ア 保育従事職員は保育士である常勤職員(以下「常勤有資格者」という。)を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。
- (ア) ウにより算出した保育従事職員数の6割以上を常勤有資格者とすること。
- (イ) 設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(ウ) ウにより算出した保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

イ 必要な保育従事職員の員数は、次の数とする。

　0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上、4歳以上児30人につき一人以上とする。

ウ 総所要保育従事職員の算定方法

　児童の定員数及び在籍数（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法に基づく利用定員数。以下、本項ウにおいて同じ。）のそれぞれについて、イに定める利用児童の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれか多い方とする。

　これを算定式で表すと次のとおりとなる。

$$(0\text{歳児数} \times 1/3) + \{(1\text{歳児数} + 2\text{歳児数}) \times 1/6\} + (3\text{歳児数} \times 1/20) + (4\text{歳以上児数} \times 1/30)$$

　ただし、在籍数により算定した総所要保育従事職員数が定員数により算定した総所要保育従事職員数に満たない場合には、以下の要件を満たす場合に限り、在籍数により算定することができる。

(ア) 定員数により算定した総所要保育従事職員数を配置する体制を予め整えること。

　なお、その内6割以上は常勤有資格者として常時配置すること。

(イ) 利用者から利用申込があった場合に、利用開始希望日に合わせて職員の配置基準を満たした上で、定員数までは保育を提供し、職員不足を理由に保育の提供を断らないこと。

(ウ) 毎月の利用者からの申込状況を記録すること。

エ 開所時間中については、現に登園している児童数に対しあからウまでに規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。

　なお、開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

オ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

カ 定員（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法に基づく保育認定こどもに係る利用定員）90人以下の施設にあってはウにより算出された人数に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。

　なお、当該保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

(2) 施設長

施設長を置くこと。施設長は、次の要件を全て満たす者又は知事が適当と認めた者であること。

ア 保育士であって、以下の施設において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。

(ア) 児童福祉施設

(イ) 本要綱に基づく認証保育所

(ウ) 保育室運営事業実施要綱（平成21年8月25日付21福保子保第697号 平成23年4月1日廃止）等に基づき都が補助対象として認定した施設

(エ) 小規模保育整備促進支援事業実施要綱（平成25年3月29日付24福保子保第2458号）等に基づき都が補助対象として認定した施設並びに児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型

イ 原則として、専任の常勤職員であること。ただし、次に定める場合については兼任を可とする。

(ア) 実施事業が認証保育所1園の運営のみである場合、代表者との兼任を可とする。

(イ) 実施事業が複数の場合であって以下の要件を満たしている場合、1園に限り代表者との兼任を可とする。

a 当該認証保育所の開設後であること。

b 当該認証保育所の管理運営に支障を来たすことのないようにすること。

c 他の実施事業に支障を来たすことのないよう必要な体制が確保されていること。

(ウ) 定員20人未満の施設については、7(1)ウにより算出した保育従事職員との兼任を可とする。

(3) 調理員及び嘱託医を置くこと。調理員は、定員（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法に基づく保育認定こどもに係る利用定員。以下、本項(3)において同じ。）40人以下の施設においては一人、定員41人以上の施設においては2人以上配置すること。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合及び8に規定する特例による場合は、調理員を置かないことができる。

8 食事の提供の特例

食事の提供については、当該認証保育所に調理員を置き、当該認証保育所内で調理することを原則とする。ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているほか、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認証保育所の3歳以上児に対する食事の提供について、外部搬入方式（当該認証保育所外で調理し搬入する方法をいう。）により行うことができる。

なお、この場合、外部搬入方式により食事の提供を受ける年齢区分の児童定員数を除いた定員数を7(3)に規定する定員として調理員の配置を行うこととする。

(1) 子供に対し食事を提供する責任を有する当該認証保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認証保育所又は他の施設、保健所、特別区若しくは市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務を受託する者については、当該認証保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

(4) 調理業務を受託する者については、子供の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等子供の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 認証保育所は、食を通じた子供の健全育成を図る観点から、子供の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

9 地方裁量型認定こども園

(1) 定員

地方裁量型認定こども園の定員は、3(1)ウ(ア)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 児童福祉法第24条第1項に規定する保育を必要とする子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）の定員は、20人から120人までとすること。

イ 0歳児の定員を設定すること（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）。

ウ 定員設定に当たっては、地域の保育需要を踏まえ当該区市町村と十分協議すること。

(2) 職員配置

7 (1) カ及び7 (3) に規定する「定員」について、「保育を必要とする子どもの定員90人以下（本園及び別園を合わせた定員とする。）」と読み替える。

(3) 別園

地方裁量型認定こども園には、次の基準を満たす場合に別園を設置することができる。

ア 管理・運営

別園の管理・運営が、本園の施設長の下に本園と一体的に行われることとし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目（平成19年2月14日付18福保子支第1223号）7の要件を満たすこと。

イ 建物・設備

(ア) 本園と別園のいずれもが6に規定する認証保育所に必要な基準を満たすこと。

なお、別園において給食調理を行わない場合でも、加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(イ) 別園に医務室を設けない場合は、別園に医薬品を備えること。

ウ 職員

本園と別園のいずれもが、7 (1) 及び (3) に規定する認証保育所に必要な基準を満たすこと。ただし、本園において必要な機能を有している場合は、別園に調理員及び嘱託医を置かないことができる。

10 秘密保持等

- (1) 認証保育所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 認証保育所は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

11 契約書等の交付及び情報の開示

設置者においては、利用者等に対して契約時に、契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、説明しなければならない。

なお、契約書は2通作成し、双方で保管するものとする。

運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、別の定めにより開示しなければならない。

12 非常災害時等の対策及び書類の整備

(1) 安全計画の策定等

ア 認証保育所は、児童の安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

イ 認証保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

ウ 認証保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

ア 認証保育所は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

イ 認証保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童に見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(3) 業務継続計画の策定等

ア 認証保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ 認証保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(4) 施設に備える書類

認証保育所には別紙2に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。

13 認証の手続

知事は、次の申請等があった時は、審査の上、適当と認めた場合に、認証又は承認等（以下、「認証等」という。）を行う。

(1) 設置申請

認証を受けようとする設置者は、「東京都認証保育所設置申請書」（第1号様式）を知事に提出すること。

なお、B型の認証保育所の新規の認証は、児童福祉法第59条の2に基づき、認可外保育施設として東京都知事に届けられている施設からの移行であって、別に定める区市町村が行う認証保育所への移行支援事業の補助対象となっている施設又は、B型の認証保育所の設置者変更であって、新規設置手続を行う施設のみを対象とする。

(2) 重要事項の変更

重要な認証事項を変更しようとする設置者は、別に定める内容変更届を知事に提出すること。

(3) 廃止・休止申請

認証保育所を廃止又は休止しようとする設置者は、「東京都認証保育所廃止（休止）申請書」（第2号様式）を知事に提出すること。

14 意見の聴取

知事は、事業の実施に当たって必要があると認めた場合は、当該区市町村長に対し意見を聴取する。

15 認証書の交付

知事は、13により認証した場合は、「東京都認証保育所認証書」（第3号様式）を交付する。この場合において、設置者は、交付された「東京都認証保育所認証書」を見やすい場所に掲示すること。

16 指導監督（中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する認証保育所の場合）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。

(1) 報告徴収

- ア 知事は、設置者に対して、施設の運営状況等必要な事項について、年1回以上、文書により、回答期限を付して報告を求める。
- イ 設置者は、次の事項が生じた場合、速やかに知事及び当該認証保育所が所在する区市町村長に報告を行うこと。
 - (ア) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合
 - (イ) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等
 - ウ ア及びイに規定する場合のほか、知事及び当該認証保育所が所在する区市町村長は、必要があると認めるときは、隨時に報告を求めることができる。

(2) 立入調査

- ア 知事は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期に認証保育所及びその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者に対して必要な調査を行わせる。
また、必要に応じて、保育従事者、その他の職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。
- イ アに規定する場合のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、隨時事前通告を行わずに認証保育所及びその事務所に対する特別立入調査を行わせることができる。
- ウ 立入調査の指導監督班は、認証保育所指導監督所管部又は認証保育所事業所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。
- エ アからウまでの規定により、立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。
- オ 立入調査に際しては、区市町村の立ち会いを求めるとともに、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。
- カ 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。
- キ 立入調査の結果は、別に定める基準に基づき、評価を行う。

17 改善指導及び改善勧告（中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する認証保育所の場合）

(1) 改善指導

知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認証保育所の設置者に対しては、報告期限を付した文書による改善指導を行い、当該設置者から改善の状況及び計画について、文書による報告を求める。

(2) 改善勧告

- ア 知事は、（1）の改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがない場合（報告期限を経過しても報告がない場合を含む。）は、設置者に対し、改善を勧告することができる。
- イ 知事は、アにかかわらず、児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、設置者に対し、（1）の改善指導を行うことなく改善を勧告することができる。
 - a 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - b 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - c その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合
- ウ ア及びイの規定による改善勧告は、報告期限を付した文書により行い、当該設置者から改善

の状況及び計画について、文書による報告を求める。

エ ウの規定により、勧告を受けた設置者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、報告期限を経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

オ 知事は、アの勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

18 指導監督（中核市及び児童相談所設置市の区域に所在する認証保育所の場合）

設置者は、この要綱に基づく、東京都の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。

（1）報告徵収

ア 知事は、設置者に対して、施設の運営状況等必要な事項について、年1回以上、文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 設置者は、次の事項が生じた場合、速やかに知事並びに当該認証保育所が所在する中核市及び児童相談所設置市の長に報告を行うこと。

（ア）当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合

（イ）当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等

ウ ア及びイに規定する場合のほか、知事並びに当該認証保育所が所在する中核市及び児童相談所設置市の長は、必要があると認めるときは、隨時に報告を求めることができる。

（2）立入調査

ア 知事は、必要に応じ、その職員をして定期に認証保育所及びその事務所に立ち入り、その設備又は運営について、設置者に対して必要な調査を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、その他の職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

イ 知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、隨時事前通告を行わずに認証保育所及びその事務所に対する特別立入調査を行わせることができる。

ウ 立入調査の指導監督班は、認証保育所指導監督所管部又は認証保育所事業所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。

エ 立入調査に際しては、中核市及び児童相談所設置市の立ち会いを求めるとともに、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。

オ 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

カ 立入調査の結果は、別に定める基準に基づき、評価を行う。

19 改善指導及び改善勧告（中核市及び児童相談所設置市の区域に所在する認証保育所の場合）

（1）改善指導

知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認証保育所の設置者に対しては、報告期限を付した文書による改善指導を行い、当該設置者から改善の状況及び計画について、文書による報告を求める。

（2）改善勧告

ア 知事は、（1）の改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがない場合（報告期限を経過しても報告がない場合を含む。）は、設置者に対し、改善を勧告することができる。

イ 知事は、アにかかるわらず、児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、設置者

に対し、(1)の改善指導を行うことなく改善を勧告することができる。

- a 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- b 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- c その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

ウ ア及びイの規定による改善勧告は、報告期限を付した文書により行い、当該設置者から改善の状況及び計画について、文書による報告を求める。

エ ウの規定により、勧告を受けた設置者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、報告期限を経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

20 東京都及び区市町村の調査等

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び区市町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む。）を行う場合には、これに応じなければならない。

21 認証の取消し

知事は、次のいずれかの場合、認証の取消しをすることができる。

- (1) 保育内容や設備等に重大な過失があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、認証を受けた事実が判明したとき。
- (3) 16及び18による指導監督を正当な理由がなく拒否したとき。
- (4) 17及び19による改善勧告にかかるわらず、改善が図られないとき又は改善勧告に従わないとき。
- (5) その他、取り消すことが適當であると認められたとき。

22 区市町村への通知

知事は、17若しくは19による改善指導又は21による認証の取消しをした場合は、その旨を当該施設の所在地の区市町村長に通知する。

23 費用の補助

この要綱に基づく事業につき、実施主体である区市町村が要した次の費用について、東京都は別に定める基準に基づき予算の範囲内において補助する。

- (1) 運営費
- (2) 認証保育所A型を開設するために必要な改修経費等

24 委任

この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年2月1日から施行する。ただし、6の(5)及び(6)の規定は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 児童福祉法附則第4条に規定する者であって、同法第18条の18第1項の規定による登録を受けていないもの（同法第18条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）については、平成18年11月28日までの間は、要綱の2の(5)、要綱の7の(1)のウ及び要綱の7の(2)のイの資格を有する者とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。ただし、6の規定中「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」については、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、認定こども園に関する条項については、平成18年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

施行日前の連続する過去2年度間において各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の場合には、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 (10) については、施行の日前までに、13に規定する認証の手続きにかかる区市町村からの推薦が東京都に対して行われている場合は、改正後の規定に関わらずこれを適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 3 (1) ウ (ア) bについては、区市町村の求めにより設定する場合は、この限りでない。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の認証保育所実施要綱の規定により現に行っている申請その他の行為は、この要綱による改正後の認証保育所実施要綱の規定により行った申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和4年12月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月6日から施行する。

別紙1

認証保育所における室内化学物質対策実施基準

認証保育所における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、設置者は以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

対象	認証保育所
実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	トルエン・キレイン・スチレン・エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	<p>厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。</p> <p>日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。</p> <p>測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼動させる換気装置についてはこの限りでない。</p> <p>窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。</p> <p>100m²以下の施設については、乳児室において1か所測定し、100m²を超える施設については乳児室及び保育室において最低2か所測定すること。</p>
測定結果	<p>厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。</p> <p>指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。</p> <p>測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。</p>
改善方法	<p>設置者の責任において改善すること。</p> <p>（完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。）</p> <p>改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。</p>
開設までの注意	<p>化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。</p> <p>換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。</p>

別紙2

認証保育所に備える書類一覧

帳簿名		帳簿名	
運営管理関係	1 東京都認証保育所認証書	1 児童名簿	
	2 認証保育所適合証	2 全体的な計画	
	3 利用契約書	3 指導計画	
	4 重要事項説明書	4 食育の計画	
	5 サービス評価結果報告書	5 保健計画	
	6 保育所規則	6 児童出欠簿	
	7 就業規則	7 保育日誌	
	8 雇用契約書	8 児童票	
	9 職員履歴書	9 保護者との連絡帳	
	10 資格証明書	10 保育所児童保育要録	
	11 労働者名簿	11 園だより	
	12 派遣契約書(基準職員分)	12 緊急連絡表	
	13 職員勤務表(ローテーション表)	13 給食献立表(予定献立・実施記録)	
	14 嘱託医委託契約書	14 特定給食施設栄養管理報告書	
	15 出勤簿	15 検便検査結果票	
	16 賃金台帳	16 調理・調乳担当者の健康チェック記録	
	17 社会保険関係書類	17 調理室の衛生管理の自主点検記録	
	18 職員健康診断記録	18 調理委託契約書	
	19 建物の平面図	19 児童健康診断記録	
	20 室内化学物質濃度測定結果	20 0歳児の日々の健康記録	
	21 消防署関係書類	21 事故簿	
	22 防火管理者選任届出	22 損害賠償保険証書	
	消防計画届出	1 経理規程	
	消防署立入検査結果通知書	2 予算関係書類	
	防災訓練の記録	3 証憑書類(契約書、請求書、領収書等)	
	23 申込記録表	4 経理帳簿類	
	24 安全計画	5 決算関係書類	
保育内容関係		会計経理関係	